



道医師国保組合公告

令和4年7月1日
道医国保公示第464号

北海道医師国民健康保険組合
理事長 長瀬 清

通常組合会の開催について

5月26日に第651回理事会を開催し、別記要領による第129回通常組合会の招集を決定したので公示する。

この組合会は、令和3年度会計決算、歳計剰余金処分などの重要な案件を審議する。

第129回通常組合会開催要領

1. 開催日時 令和4年7月30日（土曜日）
午後3時30分開会
2. 開催場所 札幌ガーデンパレス
4階「平安」
（札幌市中央区北1条西6丁目）
TEL (011) 261-5311

3. 組合会次第

- 1) 資格確認
- 2) 開 会
- 3) 理事長挨拶
- 4) 物故組合員に対する黙祷
- 5) 議事録署名議員の決定
- 6) 報 告
 - (1) 第128回通常組合会議案の専決処分報告
 - (2) 業務報告
 - (3) 監査報告
- 7) 議案審議
 - 第1号 令和3年度歳入歳出決算について
 - 第2号 令和3年度歳計剰余金の処分について
- 8) 閉 会

道医師国保組合公告

令和4年7月1日
道医国保公示 第465号

北海道医師国民健康保険組合
理事長 長瀬 清

北海道医師国民健康保険組合の組合会議員に異動があったので、次のとおり公示する。

◎退任された議員 千葉 理（岩内古宇郡：令和4年5月12日 退任）

◎就任された議員 北 慎一郎（岩内古宇郡：令和4年5月12日 就任）

（任期：上記の組合会議員は、就任された年月日から前任者の残任期間である
令和5年6月30日までとする）

組合員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

北海道医師国保組合の被保険者で、次の支給要件に該当される方は申請により傷病手当金が支給されます。

【支給要件】

1. 対象者	<p>○次の条件をすべて満たす被保険者</p> <p>(1) 給与等の支払いを受けている方。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ労務に服することができなくなった方。</p> <p>(3) 3日連続して仕事を休み、4日目以降も休んだ日がある方。</p> <p>(4) 給与等の全部、または一部の支払いを受けることができない方。</p>
2. 対象日数	<p>労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日数。</p>
3. 支給額	<p>1日当たりの支給額</p> <div style="border: 3px double black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>直近の継続した3月間の給与等収入の合計額 ÷ 労務日数 × 2/3</p> </div> <p>※上記の計算にあたり、標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の1/30に相当する金額の2/3に相当する金額（日額30,887円 令和2年10月現在）を超えるときは、その金額とする。また、給与等の一部が支払われる場合はその受けることができる給与等の額が支給額より少ないときは、差額を支給する。</p>
4. 適用期間	<p>令和2年1月1日から<u>令和4年9月30日</u>の間で療養のために労務に服することができない期間。ただし、入院が継続する場合等は最長1年6月までとする。</p>

支給要件に該当される方は、申請に必要な書類等を送付いたしますので、北海道医師国保組合までご連絡ください。

北海道医師国民健康保険組合

電話：011-271-7471

